

-----  
( 6 番 直江 修市 君 )  
-----

議長 ( 中西 康雄君 )

それでは休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

直江君。

-----

6 番 ( 直江 修市君 )

最初に、鳥獣被害特別措置法について質問をいたします。

3 月 10 日、開催されました議会冒頭で町長施政方針及び主要事項説明書が朗読をされました。その中に懸案の獣害対策につきましては、昨年末に鳥獣被害特別措置法が制定され、国政レベルで新しい取り組みが始まりますので、その方針に沿って防除と個体数調整の両面から積極的に推進してまいりますと、説明されております。そのことにつきまして、まず法律の概要をお聞きしたいというふうに思います。

次に、今回の鳥獣被害特別措置法によりまして、鳥獣捕獲の許可権限が都道府県から市町村に移譲され、市町村が防止計画を策定し、その判断で捕獲できるようになるとのことです。市町村の被害防止計画の策定は、都道府県の鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の専門家、研究者も参加して、科学的作成し、野生鳥獣の個体数調整を含む、特定鳥獣保護管理契約に沿ったものにすべきとの意見も出ております。で、まず県の鳥獣保護事業計画について説明を求めます。

次に、町の被害防止計画について説明を求めます。

-----

議長 ( 中西 康雄君 )

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは1問目の鳥獣被害特別措置法についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の有害鳥獣による農林水産業にかかる被害防止のための特別措置法の概要について、ご説明をさせていただきます。

この法律は近年農山漁村地域において、有害鳥獣による農林水産業等にかかる被害が全国的に深刻な状況になり、もうこれまでの取り組みに加えて、被害の状況を的確に把握し得る市町村、及び地域の農林業者が中心となって被害対策に取り組み体制を早急に構築することが必要となっております。

このため、国や地方公共団体は鳥獣の生態や生息状況等の科学的見地を踏まえ、その防止のための施策を総合的、かつ効果的に推進することを目的に、平成19年12月21日に公布されたものであります。またこの法律は公布の日から起算して、二月を経過して日から施行することとなっております。町はこの基本指針に即して単独で、または共同して被害防止計画を定めることができ、定めた場合は県に代わって農林水産業等にかかる被害の防止のための有害鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができるようになります。

そして、国及び県は町が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じることになります。なお、町は被害防止計画を定め、有害鳥獣の捕獲を適切に実施するために、猟友会員を中心に地域住民や役場職員、農林業の関係団体職員等で組織化する有害鳥獣捕獲隊を設けることができるなどが、この法律の概要であります。

2点目の市町村の被害防止計画は、県の鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣保護の専門家、研究者も参画して科学的に策定し、野生鳥獣の個体数調整を含む、特定鳥獣保護管理計画に沿ったものにすべきであるとされております。

1項目の県の鳥獣保護事業計画についてですが、その概要を説明いたします。三重県の第10次鳥獣保護事業計画は、平成19年4月から5年間の計画でございます。この計画では初めに鳥獣は人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の1つであることを確認しつつ、種によっては生息分布の減少や消滅が危惧される反面、特定の有害鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系にかかる被害が深刻になってきたことに触れ、個体数管理や生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理の必要性を示しております。

具体的には、まず鳥獣保護区、特別保護区及び休漁区等の指定に触れ、市町や農林水産業関係者、

地域住民等々と十分調整を図り、鳥獣保護区等の指定及び更新に努めるものであるとしております。

特に休漁区の指定については狩猟鳥獣の減少状況、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある場合は、地域指定をするものとしております。

次に、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項を定めております。

次に、鳥獣捕獲等のための基本的な考え方を示し、捕獲の許可は学術研究の目的や鳥獣による生活環境、農林水産業、または生態系にかかる被害防止を目的とする場合、特定計画に基づく数の調整を目的とする場合などを示しております。

次に、近年特に都市部において猟銃に伴う事件が多発傾向にあり、その危険を防止するために、区域指定の要望が増加していることから、特定猟具使用禁止区域について定められております。さらに特定鳥獣保護管理計画の作成や、生息調査の努力義務、普及啓発活動などが盛り込まれております。

2つ目の町の被害防止計画でございますが、市町村の被害防止計画の作成は、前段で説明したとおり、県が定める第10次鳥獣保護事業計画との調和等を図り、基本指針に即して単独、もしくは共同して定めることができるとしております。特に被害防止施策を講じるにあたっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣等について、その保護が図れるように十分配慮することとしております。

この点につきましては、野生鳥獣保護の専門家や研究者にもご意見をいただき、科学的な視点を入れて検討してまいりたいと考えております。

この計画に基づく実施体制につきましては、鳥獣被害防止総合対策事業20年度の新規事業として導入を進める予定でございますが、この事業の実施主体は町、農林漁業団体、猟友会、県の指導員等で構成する鳥獣被害対策協議会、地域協議会ございまして、早急に組織化し、地域において個体数調整、被害防除、生息環境の管理等の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

具体的には捕獲体制の整理、捕獲機材の導入、処理加工施設の整備、地域が一体となった進入防止策の整理、犬を活用した追い払い、緩衝帯の設置、そしてサル等の被害対策指導員の育成等でございます。町ではすでに実施しているものも多くございますが、早急に計画を策定し、新規事業の導入によりまして、総合的な鳥獣被害防止の施策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

直江君。

6番（直江 修市君）

この鳥獣被害特別措置法につきましては、当議会に陳情もされておりました、日本熊森協会というところからでありますけれども、この陳情書におきましても特別措置法が成立したことを歓迎をされておりました、鳥獣のですね進入防止策等の被害防除に積極的に取り組むことを求められております。

一方、さきほど町長も答弁されておりましたけれども、この被害防止計画の中には鳥獣被害対策自治体、捕獲隊ですね、こういうものが組織されるということでありまして、この要望事項の中にも現在銃による凶悪犯罪が急増してきております。絶対に日本を銃社会にはなりません。鳥獣被害防止特措法第9条の鳥獣被害対策自治体の項では、一定の場合に限り市町村職員等の実施隊員に銃の所持を認めていますが、実施隊員に安易に公費で銃を持たせないことを要望するというようなことが出ております。

このことにつきまして町としましては、この防止計画において捕獲隊を組織されるということなんですけれども、今、読みましたような市町村職員への銃の所持等につきましては、どのように考えておられるのかですね、その点を伺いたいというふうに思います。

それと、現に被害が拡大をしておる状況でございます。この特措法におきまして、1つこの被害対策として農業共済による被害補償制度の拡充をですね求める声があるんですけども、具体的にはですね今、鳥獣被害に対する共済制度はきちっと適用されておるんかですね、その点を伺いたいというふうに思います。

それともう1つ、この団体からはですね、町もメインスローガンとしております自然、人間と自然が幸せに暮らしますということなんですけれども、共生ですね、その自然との共生の中で、無闇にやはりこの捕獲をしても殺すというようなことは、極力避けるべきではないかと、いわゆる野生鳥獣捕殺優先ではなく、鳥獣が帰れる広葉樹の自然の森の復元というようなことも、視野に入れた計画ではすべきではないかというような声も出ております。こういうことも押さえておかなければならない点だというふうに思いますので、この点、町の被害防止計画作成の際にですね、十分考慮されるのか、その点を伺いたいというふうに思います。

それと、やはり農家におきましては、この問題では何人かの議員さんも問われておりますけれども、被害防止ということを切実願っておるわけでありまして。そこで町としましてはこの平成20年度予算で、

防除の面においての作物、獣害対策ネットフェンス資材の支給事業を1,000万円程度予算化されております。これは地域の皆さんの要望に応えたものだというふうに思うんですけども、この支給事業なんですけれども、当初予算に上がってきて町の予算は確定しても、国の補助を財源としておりますので、交付時期がですね、おそらくかなりこうズレ込むのではないかというふうに思うんですね。そうしますと、もう早いところでは4月の中旬に田んぼに限りですけども植え付けされる。遅くとも5月の初めにはですね、田植えを済まされるというような状況であります。

そうしますと、このどうしてもネットフェンスの資材支給が植え付け後になってくるということですので、被害に遭う懸念は十分時期的にあるわけなんで、この支給につきましては、交付決定を国のほうに早めてもらうようなことをですね、町としてやってもらう必要があるというふうに思うんですけども、この点伺いたいというふうに思います。

それと山林におきましては、カモシカが文化財保護の対象でありまして、植林の際には同じようなネットフェンスをですね、これは張りめぐらせるんですけども、これも立ち上がりのときは受益者負担が伴っていましたが、もう今は受益者負担はゼロですわね。私この農作物の獣害対策のネットにしましても、やはり山のネットと一緒にですね、受益者負担ゼロにしていく方向を町としてはとってほしいというふうなことを提案するものでありますけれども、受益者負担と今言われますけれども、これは獣害防除のためにネットフェンスを支給するわけですから、いささかも受益にはならんわけで、もともと被害がなかったところが獣害によって被害を被るような状況になったわけですから、それがフェンスを張るということで、これはプラマイゼロというわけなんで、それを張って収穫が増えるということではないわけなんで、そういう観点からも山のやはりネットフェンス等同様ですね、ゼロにしていくことが求められますので、この点につきまして、町の考え方を伺いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

いくつかご質問いただきました。まずその捕獲隊員等についてですね、公費で銃を持たせるというようなことについて、どのようなことなのかということでございますが、これはですね、とりわけ役場職員もその中に入ってくるわけなんです、強制というわけにはこれなかなかいかんだろうと思いますが、そういう中でもやはり何とかやっていただきたいなど、地域によってはですね、もう役場職員も、言うたら鉄砲持って歩かなあかんというようなことにも、なっていがざるを得ないようなことが必要になってくる。そういうような状況にあるかと思うんです。そういう中で、職員の理解をいただいでですね、対応いただけたらなというふうに思っているところであります。

また、農業共済の制度として、どのようなことなのかということでございます。風水害等々で、あるいは干ばつとかそういったようなことがもう気象状況に関連しての制度ということで理解はしてあるわけなんです、このような被害がですね、どのようなことになってきておるのかということで、私もちょっとこころ辺までは詳しくは認識はしていないんですが、こういうことが今後その全国的にもあることからですね、その対応がどうなのかということで、ひとつ確認をしていきたいというふうに思います。

また、何も捕獲、捕殺を優先的にやっておるのではなしに、山のほうへ戻せるようなことも考えやなあかんやないかと、こういうことでございます。当然、そういうことは考えていきたい。また山へ戻ってもらわなあかんわけですから、そういうことで考えております。以前もですね、旧の宮川の村有林でそのようなサルの森づくりですか、そういう事業もしたことあります。ダムで村有林でやったことあるんですが、そのときもやはり私実態として見たんですけども、出てくる芽を全て食べてしまっておってですね、山にならないというような状況がでございます。

それも国の補助金いただいてやりまして、会計検査院来たときに本当のこと言いまして、山になりませんぞなというようなことで申し上げたようなこともあったんですが、非常に言葉はいいんですけど、やはり実際としてですね、非常に厳しい部分がございますね。いろんな方法はあるだろうと思いますが、そこら辺はしっかり構築しながらですね、まずは山へ戻っていただくということも大事な要件であろうというふうに思います。

ただ、これだけ増えておりますと、捕獲、捕殺、これも個体数の調整ですね、これも何としても必要になってくるだろうと思うんです。ただこういうふうなこと申し上げますとですね、以前にも県が一定の個体数調整をやっていこうということで、もう7、8年前になるのじゃないかなと思いますが、そういう話が出たときにですね、やはり保護団体から何ともならんやねえかと、そんなこと殺したらあかん、しかもそういうとこの住んでおる人間が悪いのやというような言い方をされてですね、しておったんですね。こちにはこちらの生活があるやないかということ強く申し上げながら、担当

者なんですけどもやったことあるんですが、そういう実態もあってですね、なかなかそれをやろうと思うても、すんなりとはということにはなかなかいかないと思うんですが、専門家やあるいは研究者等入れながらですね、個体数調整もきちんと視野に入れてやっていかねばならなんというようなこと思っているところでもございます。

また、このフェンスですね、田植えがもうじき始まってくるわけですが、交付決定前、内示を早くいただいてやるとかですね、いろいろな方法はあるだろうと思います。そういうことで少しでもその20年度の予算でございますから、20年度で活用できるようにですね、県のほうにも話はしていきたいというふうに思います。それができるかできなやんからわかりませんが、そういう効果を上げるためにですね、そういう対応は図っていかねばならんと思います。

また、このネット張る際ですね、費用負担ですね。これカモシカ被害防除対策事業ではですね、12分の1の受益者負担をいただいておったんですね。これについてはですね、数年前から林業がこういうような状況で陥っておるということで、植林しようにも山元へ全然もうお金が戻らないという、そういう状態になってきたということの中で、何とかその12分の1もですね、無料にしてというふうなことであったわけなんです。その分また村が、当時の村なんです、持ちながらやってきておる。そのときに答弁申し上げたのは、当分の間ということとさせていただきます。ということで、またそういった時期がきたらですね、12分の1なり、ある一定の負担は出てこようかと思えます。

そのうえで、この各集落に張りめぐらしておりますネットフェンスでございますが、これまで一定の負担もいただいておりますし、今後また無料というふうなことになるとですね、今までやった人は何なんやというふうなことになりますし、これは少し物議を醸していくべきであろうというふうに思います。

ということで、ある一定のご負担はやむを得ないのじゃないかなというふうに思っているところではありますが、資材単価とかですね、そういったようなところでもかなり良いものが安くですね、入ってくるような状況にもなりましたんで、それなりに負担を軽減されているというふうなところでもございますんで、その分ご辛抱いただく中で対応いただければと思いますんで、よろしく願いをいたします。

議長（中西 康雄君）

直江君。

-----  
6 番（直江 修市君）

2 項目目の質問をいたします。

執行部の課名変更に伴う議会委員会条例の改正と提案権についてということで、平成 19 年第 4 回議会定例会に、大台町行政組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてが、提案をされました。

議案は撤回されましたけれども、撤回された理由以外に、改正案には問題点があったと考えますので、この点について伺います。

改正案には、第 2 条におきまして大台町議会委員会条例の一部を次のように改正するというので、行政組織の再編におきまして、住民課を町民福祉課に改める。また福祉課を健康ほけん課に改めるということから、主管委員会であります総務教育民生委員会の所管事項の規定文言をこのように改正しますということでありましたが、地方議会事務提要という本があるんですけども、ここでの問答におきまして、執行部の機構改革により課名を変更したことに伴い、議会委員会条例で定めた委員会の所管についても変更する必要が生じた。この場合、当該条例の一部を改正する条例の提案権は、執行部側にもあるかという問に対しまして、決定として委員会条例の提案権は議員に専属するというのでありますので、もう執行部としましては、提案されましたけれども、この点についての見解を伺いたいと思います。

-----  
議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----  
町長（尾上 武義君）

ただいまの委員会条例の提案権でございます。直江議員おっしゃられますとおり、大台町議会委員会条例は議会からの発議によるものでなければならないということで、議案の撤回をしましたものの、



全く事務的な誤りによりまして、提案をしてしまったわけでございます。陳謝し、再発防止に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

直江君。

-----

6番（直江 修市君）

撤回されたにつきましては、私は議会との調整というものがですね、不十分であったということが大きな要因だというふうに思ふんです。当局のほうでいわゆる行政組織の再編に伴って、議会の委員会条例等の改正も必要という認識があれば、当然、もう議会側にですね、もっとしっかりとした協議をですね、行われていたというふうに思ふんですね。そうすれば各議員さんからもいろいろ質問もあり、意見もありしてですね、十分な論議が尽くせたというふうに思ふんですね。

そういうふうにしておかないと、いわゆる委員会条例は議会側、議員なり議会運営委員会が発議するわけですから、撤回というような事態を招くようなことは私はなかったと思ふんですね。事前の同意、理解があればですね、なかったと思ふんです。

県もこの福祉医療費の助成制度をめぐってですね、当局はこの反発は予想外だったというふうにかう、部長さんが振り返っておるといふような記事が出ておりますし、議会側としましても議会の変化を知事は十分認識していなかったとかいふようなことの記事が出ております。まさに私は議会との調整不足ということがですね、議会撤回の大元だったというふうに思ひます。

そういうことが回避し得る、いわゆる事項があったわけなんで、こういうことはですね、ただ形式的なことやなしに、議会の提案にかかる町の施策については、十分議会側と議論を尽くすという、せっかくの手続きがあったわけなんで、そのことはやっぱり私は認識しておらなかったということは、単に陳謝するだけではですねなく、町としては大きな私は失政だと思ふんですね。

ですから、議会をいたずらに混乱させた状況があったわけですから、さらにですね法令を遵守するという姿勢について、問ひたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

大変申し訳ないことをごさいますて、本当にこう謝らなければならないということをお思っているところごさいます。こういった認識が不足していたというようなことで、基本的なですね法令というようなことのマスター、もう少ししっかりと対応していかねばならんということをお痛感しているところごさいます。

また、この件につきましては、定例的にですね議会の協議会へ出させていただきますというようなことで、一定の説明もさせていただきますようなことごさいまするが、やはりその間ですね、議会の始まる約1週間か10日前の間のことごさいまする、そのときにはもうすでに議案として出していくというような形に、こうなってきたおるといふ、そこら辺のタイムラグと言いまするか、時間的なその設定の仕方もですね、やはりもっと改めていかなあかんのかなと、ですので、こういう大きな案件になってきますと、少なくとも1ヶ月、あるいは2ヶ月くらいですね、前もって余裕を持ちながらですね、こういうようなことを考えておると、こういう形でいきたいということの中で、議会のご意見等もちょうだいしてですね、調整すべきは調整し、そのうえで議案提案をしていくというような形にもっていかないと、やはり大きな齟齬が出てくると、議会のご理解いただくんことには前へ進めないということは、当然のことごさいまするんで、そこら辺、意を尽くしながらですね、ご議論いただいて対応していかねばならんだろうと、こういうことお思っているところごさいまする、今後こういう幾多の大きな事柄がですね、今後も発生してくるわけごさいまするが、そこら辺も十分、前もってもう少し各位にご認識いただいて、それやったらええわのうというような形にしたうえでですね、進めてまいりたいなとこうお思っておりまするんで、ご理解いただきたいというふうにお思います。

また、そういうことが私としての大きな失政でもあり、また議会も混乱させたやないかというようなことごさいまする、私自身もその点十分反省しながらですね、今申し上げたようなことで、法令も遵守しながらきちんとやっていかなあかんということをお肝に命じているところごさいまする。また各役職職員もですね、そういうような対応をしっかりと胸に納めながらですね、やっていかなならん

ということで、幅広くその法令のあり方、あるいは町民生活にかかわってこういうような場面もある。ああいう場合もある。今の視点からですね眺めれるような幅広い職員養成というふうなことにも、つながっていくわけですが、十分意を配してまいりたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

直江君。

-----

6番（直江 修市君）

次の質問をいたします。

宮川地域に町営住宅の増設をということで、町長に問ひたいと思ひます。旧宮川村におきましては、平成13年から平成22年の10ヶ年を踏まえた第4次宮川村総合計画というのが作成をされておりました。この計画遂行の途中といひますか、終わりごろですけれども、合併ということになったわけでありまして、この総合計画の中に、若者住宅という項がございます、現状と課題をこのように書いておられます。

「地域の活性化を図るため、今後も若者住宅の整備を行う必要があります」ということでありまして、計画の内容は「定住の促進を図ります。地域の活性化を図るため1戸建て5棟とアパート形式の世帯用5戸を整備し、定住を促進します」というような計画でありました。これがですね、新町になりまして大台町の総合計画、あるいは宮川と合併したことによりまして、新町が過疎地域の指定を受ける町となったということから、過疎地域自立促進法に基づく計画が作成され、その計画に基づいて予算編成もなされてきておるんでありますけれども、その大台町の総合計画にも過疎地域自立促進計画にもですね、宮川地域におけますこの定住化のための住宅施策が1戸もございません。

私は、町の総合計画につきましても過疎地域促進計画につきましても、意見を述べたわけなんですけれども、宮川地域においてはやはりこれいろんな議員さん言われますように、合併してですね、ますます過疎に拍車がかかっていくことは火を見るよりも明らかであります。そういう中で具体的にとれる手立てとしましては、やはり定住化ということを目的に町営住宅を建設していくことが求められ

るというふうに思います。

現に林業従事者ということで、町外から移住されてみえる方もお見えになって、空き家を借りられて生活されている現状であります。やはりそういう方々に対してもですね、やっぱり町として整備された住宅の提供ということは地域の経済を振興していくうえにおきましても、人口の定住化を図る上でも、宮川にとっては必要な施策というふうに考えますので、町長の見解を伺いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

それでは町営住宅の増設について、お答えをいたします。この宮川地域の当時の村営住宅でございますが、平成7年に2棟、8年に3棟、9年に3棟、それから平成13年に3棟と、14年に2棟の合計13棟の若者住宅が建設をされております。また、これ以外には分譲住宅ということで、土地の分譲を行いまして、10戸すべて建てられて居住がされておると、この13棟もすべて現在入居はされているという状況でございます。

入居されておられます一部の方からはですね、永住を求めていますね、払い下げの要望も伺っております、町といたしましても若者住宅の全般とですね、もう1つあります夢工房ですね、これらの使用についても町内で検討会を立ち上げながら、今後のことについて協議、検討していきたいなところ考えているところでございます。

旧宮川村の総合計画ではですね、1戸建ての住宅以外に、いわゆる集合住宅式の建設も計画をしていたわけなんですございますが、ご案内のように合併に伴いまして、新町になったことで大台地域におきましてはですね、民間経営の集合住宅もかなりあるというようなことございまして、住居の確保についてはおおむねですね、満たした状況にあるんじゃないかなとこう思っているところでございます。

宮川地域においてその1戸の集合住宅があります。江馬にあるわけなんです、その集合住宅がありますものの、持ち家に住まわれている方が非常に形態として多いということございまして、需要

について緊急性がですね、そんなに少ないのではないかなとこう考えているところでございます。

しかしながら、今後、多くのニーズがあればですね、その対応も考慮していく必要があるということを考えているところでもございます。現在、町ではその若者だけでなくですね、広い世代の方々が町内に住んでいただけるようにですね、空き家情報というのをこのホームページでも開設して、その情報を提供しているところでもございます。今後、若者等の定住対策を考えるうえで、この空き家情報の拡充も図りながら、定住促進を考えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

宮川のほうもですね、合併したことによって過疎も進んでいるのではないかと、こういうご指摘でもございます。確かに定住化は大変重要なことでもございまして、これまでもUターン、Jターン、Iターンというようなことで、その住宅の確保もですね、一定行ってきたようなことでもございますが、空き家もですね、結構増えてきているというふうな状況でもございますし、そこら辺の利活用をですね、もっとさらに進めていかねばならんのかな、こう思っているところでもございます。

これまでもその空き家対策ということで、いろいろ紹介も申し上げ、してきたところでもございますが、やはり盆正になったら帰ってきたいというようなこともありまして、なかなか話が進まないというようなこともあるわけなんですけど、全部が全部そういうわけでもございませんで、積極的にそこら辺は対応していかねばならないとこう考えておりますんで、ご理解いただきたいと申します。

-----

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は11時といたします。

（午前 10時 50分）

-----

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)